

議案第 7 1 号

三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 2 月 1 日三重県指令政策第 17－868 号）の一部を次のように変更する。

別表第 3 備考 1 及び 2 中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表第 3 備考の規定は、平成 26 年度以後の年度分の関係市町の負担金について適用し、平成 25 年度分までの関係市町の負担金については、なお従前の例による。